



# 除雪についてのお知らせとお願い



1

## 車道や歩道へ雪を出さないでください。

道路への雪出し行為は、道路法や道路交通法の禁止行為です。交通事故の原因となり危険です。



4

## 玄関前や歩道の除雪にご協力ください。

除雪の際は、皆さんの玄関や車庫の前に雪がこぼれたり、出入口が狭くなってしまうことがあります。



2

## 除雪車の周りに近づかないでください。

小さいお子さんのいる方は、特に注意してください。



5

## 深夜作業へのご理解をお願いします。

交通量が多い道路は、深夜から早朝にかけて除雪を行います。



3

## 車道や歩道上に物を置かないでください。

出入口の段差解消のための斜路（スロープ）などは、除雪の妨げになります。破損した場合も弁償の対象にはなりません。



6

## 路上駐車禁止にご協力ください。

車の路上放置や迷惑駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりではなく、交通事故の原因となり危険です。



### 市民用雪捨て場のお知らせ

市民の皆さんが除排雪作業を円滑に実施できるよう、新たに万年橋公園と西小学校跡地の2箇所を設置し、市内に市民用雪捨て場を7箇所開設します。

※ 500㎡以上の駐車場等からの搬入はできません。

#### 軽トラックまで搬入可

- ・【新規】万年橋公園（北浜町1）
- ・【新規】西小学校跡地（弥生町12）

#### 2tトラックまで搬入可（ロングトラック・1ナンバー以上不可）

- ・新川公園三角グラウンド（上新川町18）
- ・西旭岡第4号児童公園（西旭岡町3丁目21）
- ・赤川1丁目資材置場（赤川1丁目10）

#### 4tトラックまで搬入可

- ・古川町資材置場（古川町325）
- ・東山町雪捨て場（東山町174）

### 地域住民用雪捨て場のお知らせ

街区公園などを家庭用スノーダンプやソリの排雪に限定した地域住民用雪捨て場として市民の皆さんに開放しますので、下記の点に注意してご利用ください。

- ・一般家庭用の捨て場であることから、事業所等のご利用はご遠慮願います。
  - ・ソリやスノーダンプの利用に限ります。（軽トラック・機械の利用不可）
  - ・積み上げた雪山で遊んだり、遊ばせないようにお願いします。
  - ・隣家や道路などに影響がないようご配慮願います。
  - ・遊具や樹木などの施設を損傷しないようご注意ください。
  - ・ルールとマナーを守ってご利用願います。
- ※ 詳細については、市のHPをご覧ください。

お問合せ ▶本庁・亀田支所・湯川支所・銭亀沢支所管内 土木部道路管理課 ☎21-3414

▶東部4支所管内…各支所の産業建設課

・戸井 ☎82-2115 ・恵山 ☎85-2336 ・楳法華 ☎86-2111 ・南茅部 ☎25-5069